

静岡市中小企業者事業継続応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会的環境の変化により影響を受けている中小企業者の事業の継続を支援することにより、市の経済の安定を図るため、当該中小企業者に対して、予算の範囲内において臨時に応援金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者及び市長がこれに準ずる者として認めるものであって、法人にあっては市内に本社、支店、事務所その他の事業場を、個人にあっては市内に住所又は事業場を有するものをいう。

(交付対象者)

第3条 応援金の交付の対象となる中小企業者は、次に掲げる要件の全てに該当し、引き続き営業を行う者で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において営業実態があること。
- (2) 事業に係る必要な許認可等を有していること。
- (3) 市内において当該事業を主たる事業として営んでいること。
- (4) 前事業年度又は平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間において営業実態があった月数に30万円を乗じて得た金額（農業、林業又は漁業に属する事業を営む者にあつては、年間50万円）以上の事業収入があること。
- (5) 令和2年4月又は5月のいずれかの月の事業収入が別に定める比較対象月より30パーセント以上減少していること。
- (6) 静岡市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金交付要綱（令和2年5月7日施行）に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の交付を受けていないこと。
- (7) 納期が到来した市税（徴収猶予に係るものを除く。）を完納していること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴

力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) であると認められるもの

イ 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、一の中小企業者につき、10万円とする。

(交付の申請)

第5条 応援金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、中小企業者事業継続応援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、令和2年8月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 令和2年4月又は5月の月間の事業収入が確認できる書類

(3) 前事業年度又は平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の事業収入が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(応援金の交付等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、応援金の交付を決定し、及び応援金の額を確定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、応援金を交付しないことを決定したときは、その旨を中小企業者事業継続応援金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、請求書(様式第4号)を市長に提出しな

ければならない。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により応援金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第6号又は第8号アからオまでのいずれかに該当することが判明したとき。

(応援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により応援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて交付した応援金に利息を付して返還させるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

中小企業者事業継続応援金交付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者 住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、} \\ \text{その主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$ 印
 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつては、} \\ \text{その名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

応援金の交付を受けたいので、静岡市中小企業者事業継続応援金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請事業者情報

主たる事業		<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 観光関連業			
		<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> その他			
		営業内容			
種別	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号 (13 桁)			
	<input type="checkbox"/> 個人	資本金又は出資金 万円		常時使用する 従業員数	人
		生年月日			
市内の主たる 事業所		フリガナ名称			
		住所			
事業収入が 30% 以上減収した事 実	事業開始年月日		前事業年度の 事業収入	円	
	年 月の 事業収入		円	比較対象月 の事業収入	円
担当者 ※日中連絡が とれる連絡先	所属	フリガナ 氏名			
	電話	メール アドレス			

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 令和2年4月又は5月の月間の事業収入が確認できる書類
- (3) 前事業年度又は平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の事業収入が確認できる書類

誓約書

私は、静岡市中小企業者事業継続応援金の交付を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。

- 1 一の事業者として、重複してこの応援金の申請はしていません。
- 2 次に掲げる要件を全て満たしています。虚偽が判明した場合には、応援金を、利息を付して返還します。

- (1) 平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において営業実態があること。
- (2) 事業に係る必要な許認可等を有していること。
- (3) 市内において当該事業を主たる事業として営んでいること。
- (4) 前事業年度又は平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間において営業実態があった月に30万円を乗じて得た額（農業、林業又は漁業に属する事業を営む者にあつては、年間50万円）以上の事業収入があること。
- (5) 令和2年4月又は5月のいずれかの月の事業収入が別に定める比較対象月より30パーセント以上減少していること。

※前年同月を比較対象月とすることが適当でない場合、その理由

- (6) 静岡市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金交付要綱（令和2年5月7日施行）に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止協力金を交付されていないこと。

※休業要請対象施設であるが、営業する必要があつた場合、その理由

- (7) 納期が到来した市税（徴収猶予に係るものを除く。）を完納していること。
- (8) 次に掲げるものに該当していないこと。
 - ①役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - ②暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

④役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

⑤役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

- 3 静岡市から検査報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 応援金の支払については、口座振替により受領することを希望します。
- 5 提出書類に記載された情報の確認のため、市民税情報を使用する必要があることに同意します。

以上

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者 住所 [法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地]
氏名 [法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名]

(注) 法人の代表者又は個人が自署してください。

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

中小企業者事業継続応援金不交付決定通知書

様

静岡市長 氏 名

年 月 日付で申請のあった応援金の交付については、静岡市中小企業者事業継続応援金交付要綱第6条第2項の規定により次のとおり交付をしないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

請求者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

請求者 氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ㊞

電話番号

交付の確定を受けた応援金について、静岡市中小企業者事業継続応援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先口座（個人にあっては本人、法人にあっては当該法人が名義人である口座に限る。）

金融機関		本・支店名		口座番号	
銀行・信用金庫		本店			
信用組合・農協		支店			
金融機関 コード		支店コード		種目	普通・当座・その他
口座名義人 (カナ)					